

利用料及び協力会員への対価に関する規定

第1条

この規定は「よろずや前原」の会員が支援サービスを受けるときの利用料と協力会員への対価に関する事項を定める。

第2条

支援サービスの内容と費用は、個別に見積もりを行い会員に書面で提示する。

2. 当会のサービスを受けるときの利用料は以下のとおりとする。

(1) 基本利用料は1時間当たり700円とする。

(2) 事務費等の諸経費、難易度等により個別作業料が生じる場合がある。

(3) 支援サービスを実行する際に必要となる材料費、搬送費、処理費等の実費はサービスを受ける会員の負担とする。

3. 利用者は支援サービス完了後、当会に利用料を支払うものとする。

第3条

当会として受領した利用料は当会の運営費用として利用する。

2. 支援サービスを実施した協力会員への対価は支払わないものとする。

制定、改定履歴

1. 平成25年11月1日

「よろずや前原」立ち上げに伴い新規規定した。

2. 平成30年4月1日

・基本利用料を1時間当たり500円から600円に改定した。

・個別作業料は不要としていたが、事務費等の諸経費、難易度等により個別作業料が生じる場合があると改定した。

3. 令和2年4月1日

・基本利用料を1時間当たり600円から700円に改定した。